

## 子供の医療費等の負担軽減に関する意見書

子供の医療費の窓口負担は、就学前は2割、就学後は3割となっている。子供と保護者が安心して医療機関を受診できるよう、全国の自治体が、少子化対策の一環として更なる減免措置を講じているが、厳しい地方財政では限界がある。

会社員等が加入する被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子供の人数が増えても保険料は変わらない。しかし、国民健康保険は、世帯内の加入者数に均等割保険税が賦課されるため、子供の人数に応じた保険料を負担することになる。

子育ての負担を軽減し、夫婦が理想とする家族構成を実現できるようにするためには、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要である。

よって、政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 国民健康保険制度における、子供に係る均等割保険税の負担を軽減すること。
- 2 国の責任において、更なる子供の医療費助成制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月 日

佐賀県唐津市議会

内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	野田聖子様
厚生労働大臣	加藤勝信様